

諸外国・地域の規制措置(平成24年11月30日現在)

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産者は利用者が当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱については、輸出国との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

① 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求

	対象国	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
韓国	福島	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、くり、キウイフルーツ、米、原乳、きのこ類、たけのこ、青わらび、たらめのめ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、わさび、わらび、大豆、コウナゴ、ヤマメ、ウグイス、イワナ、コイ、フナ、アサメ、アカガレイ、アカシタヒラメ、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、ムシガレイ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ニベ、スマガレイ、ハバガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マアサゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、ムラソイ、メイトガレイ、ビスノガイ、キタムラサキウニ、サフロウ、エソソアイナメ、マツカワ、ナガツカ、ホシザメ、ウナギ、ショウサイフグ、調味料	輸入停止	<p>駐日大韓民国大使館(経済部) 電話 03-3225-8667 E-mail economic_g@mofat.go.kr 問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること)</p> <p>○食品医薬品安全庁：生鮮及び加工食品(畜水産物を除く) http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56 ○農林水産食品部：畜水産物 http://www.maf.go.kr/main.jsp ○水産物品質検査院釜山支院：水産物 http://cafe.daum.net/nfbusan</p>		
	群馬	ほうれんそう、かきな、茶、きのこ類、ヤマメ、イワナ、調味料				
	栃木	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらめのめ、ぜんまい、わらび、栗、ウグイス、イワナ、ヤマメ、調味料				
	茨城	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アサメ、フナ、ウナギ、コモンカスベ、イシガレイ、マダラ、調味料				
	宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、そば、スズキ、ウグイス、マダラ、ヒガンフグ、イワナ、ヒラメ、クロダイ				
	千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、フナ				
	神奈川県	茶				
	岩手	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、そば、マダラ、イワナ、ウグイス、スズキ、クロダイ				
	長野	きのこ類				
	埼玉	きのこ類				
青森	きのこ類、マダラ					
山梨	きのこ類					
静岡	きのこ類					
中国	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川県、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島(16都道府県)	上記県産品目を除く全ての水産品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	<p>駐日中国大使館 経済商務局 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242</p> <p>・日本産食品の海外輸出業者又は代理業者は、登録が必要 ・日本産食品の中国輸入業者に対し、輸入及び販売記録制度の導入</p>	
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川県、静岡県、東京(13都県)	上記県産品目及び水産品を除く全ての食品	政府作成の産地証明書を要求			
ブルネイ	福島、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉、神奈川県(8都県)	全ての食品	輸入停止	<p>駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話:03-3447-7997</p>		
	8都県以外	上記以外の品目 全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求			
ニューカレドニア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉(12都県)	全ての食品、飼料	輸入停止	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	ニューカレドニア http://www.gpouv.nc/	
	12都県以外	全ての食品、飼料	産地証明(産地県)を要求			
サウジアラビア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉(12都県)	全ての食品	輸入停止	<p>駐日サウジアラビア王国大使館 電話 03-3589-5241</p>		
	12都県以外	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求 サウジアラビアにてサンプル検査			
レバノン	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、神奈川県(6県)	左記県における出荷制限品目	輸入停止	<p>駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950</p>		
47都道府県	上記県産品目を除く全ての食品	産地(産出県)が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査結果報告書を要求 レバノンにて検査を実施				

② 日本のすべての食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	4 7 都道府県	加工食品、ミネラルウォーター	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	証明がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求			
		水産物、養殖用薬品、えさ	放射性物質の検査証明書を要求			
タイ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、千葉、神奈川、静岡（8県）	タイの省令で規定された検査機関作成の産地（産出県）が記載された放射性物質の検査結果報告書を要求	タイの省令で規定された検査機関作成の産地（産出県）が記載された放射性物質の検査結果報告書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日タイ王国大使館 電話 03-9561-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
	8県以外	全ての食品（食品添加物等は対象外）	政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の産地証明書（産出県が記載されたもの）を要求			
マレーシア	福島	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明を要求	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
	栃木、群馬、岩手、長野	きのこ類	マレーシアにて全ロット検査			
	栃木、群馬、岩手、長野	きのこ類以外	政府作成の産地証明書を要求			
ブラジル	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書（ポルトガル語翻訳付き）を要求	平成23年3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明を要求（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	
	12都県以外	全ての食品	政府作成の産地証明（ポルトガル語翻訳付き）を要求			
仏領ポリネシア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡（12都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・加工されたことを示す証明書を要求		仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/
	12都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明（産出県）を要求			
アラブ首長国連邦	福島、群馬、栃木、茨城、岩手、秋田、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、静岡（15都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査が行われる場合がある	ドバイ首長国及びアブダビ首長国については、 ①15都県は指定検査機関作成の放射性物質検査結果報告書で輸入が認められる ②15都県以外は産地証明（産出県）で輸入が認められる（なお、産地証明については、ドバイ首長国は①の報告書でも輸入が認められる。また、アブダビ首長国は商工会議所のサイン証明でも輸入が認められる）	駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
	15都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明（産出県）を要求 ^(※)			
イラク	4 7 都道府県	全ての食品	イラク政府指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日イラク大使館 電話 03-3449-3231	
オマーン	4 7 都道府県	全ての食品	政府又は国際機関作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
カタール	4 7 都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0811	
クウェート	4 7 都道府県	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求 クウェートにて検査		駐日クウェート大使館 電話 03-3455-0361	
バーレーン	4 7 都道府県	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3584-8001	
エジプト	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡（11都県）	水産物以外の食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査検査証明書を要求	※調整中	駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
	11都県以外	水産物	政府作成の放射性物質の検査検査証明書 ^(※) を要求			
		水産物以外の食品、飼料	政府作成の産地証明（産出県）を要求			
11都県以外	水産物	政府作成の産地証明（産出県）を要求（放射性物質の検査結果を添付）				
コンゴ民主共和国	4 7 都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-3820-1579	
モロッコ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川（13都県）	全ての食品及び飼料	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	平成23年3月28日以前に日本を出発し、且つ、平成23年3月11日以前に収穫・加工されたものは規制の対象外	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-3489-7171	
	13都県以外	全ての食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			

③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	福島、群馬、栃木、茨城（4県）	食肉・牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	輸入停止	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については日付証明を要求 放射性物質が検出された場合、通関不可	シンガポール農畜産品検査局(Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection Department Tel: +65(6)227 0670 Fax: +65(6)227 6305 Email: avn_email@ava.gov.sg	OAgri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
	千葉、東京、神奈川、埼玉（4都県）	野菜・果実とその加工品				
	上記8都県以外	食肉・牛乳・乳製品、水産物	政府作成の産地証明（産地県）又は商工会議所の産地証明（サイン証明）を要求 シンガポールにてサンプル検査			
	4 7 都道府県	食肉・牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	シンガポールにて全ロット検査			
	静岡県		政府作成の産地証明（産地県）又は商工会議所の産地証明（サイン証明）及び放射性物質検査報告書を要求 シンガポールにてサンプル検査			
	静岡県以外	緑茶及びその製品	政府作成の産地証明（産地県）又は商工会議所の産地証明（サイン証明）を要求 シンガポールにてサンプル検査			

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP			
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク 食肉（卵を含む）、水産物 加工食品	輸入停止 政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail takyo_enquiry@hketotyo.gov.hk	○香港経済貿易代表部(東京) http://www.hketotyo.gov.hk/			
	5県以外	全ての食品	香港にてサンプル検査						
マカオ	福島	全ての食品	輸入停止						
	千葉、栃木、茨城、群馬、宮城、新潟、長野、埼玉、東京（9都県）	野菜・果物、乳製品 食肉、水産物・水産加工品、食肉加工品、卵	輸入停止 産地（産出県）が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査結果報告書を要求						
	山形、山梨（2県）	野菜・果物、乳製品、食肉、水産物・水産加工品、食肉加工品、卵	産地（産出県）が記載された指定検査機関作成の放射性物質検査結果報告書を要求						
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	全ての食品	輸入停止		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org				
	5県以外	野菜・果実、水産物、海産類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフード	台湾にて全ロット検査						
		加工食品	台湾にてサンプル検査						
フィリピン	福島、茨城（2県）	牛乳・乳製品（チョコレート、クッキーを含む）、飼料、野菜・果実、植物、種苗等	放射性物質の検査証明書を要求		駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600				
	2県以外		産地証明書を要求						
	福島	ヤマメ、コウナゴ、ウグイ、アユ 上記以外の水産物	輸入停止						
	茨城、栃木、群馬（3県） 福島及び3県以外	水産物	放射性物質の検査証明書を要求 産地証明書を要求						
米国	福島	米、ほうれんそう、かき、原乳、きのこ、イカナゴの種魚、アユ、ウグイ、ヤマメ、ゆず、キウイフルーツ、牛肉製品、クマ肉製品、イノシシ肉製品、畑わさび、ふきのとう、わらび、こしあぶら、ぜんまい、たらものめ等	輸入停止		駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局（FDA）： +Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/cms/ia/importaler_621.html +Questions about Food Safety http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importJapan			
	栃木	茶、牛肉製品、シカ肉製品、イノシシ肉製品、クリタケ、ナメコ、タケノコ、シイタケ、さんしょう、わらび、こしあぶら、ぜんまい、たらものめ							
	岩手	牛肉製品、タケノコ、シイタケ、せり、わらび、こしあぶら、ぜんまい、マダラ、ウグイ、イワナ							
	宮城	牛肉製品、クマ肉製品、シイタケ、タケノコ、こしあぶら、ぜんまい、ヒガンフグ、スズキ、ヒラメ、マダラ、ウグイ、イワナ、ヤマメ							
	茨城	茶、シイタケ、イノシシ肉製品、タケノコ、こしあぶら、ウナギ、シロメバル、ニヘ、アメリカナマス、スズキ、ヒラメ、ギンブナ							
	千葉	茶、シイタケ、タケノコ							
	群馬	茶、ウグイ、ヤマメ							
	神奈川	茶							
	福島、栃木、茨城（3県）	牛乳、乳製品、野菜・果実とその加工品（上記を除く） 上記以外の食品、飼料					放射性物質の検査証明書を要求	放射性物質の検査証明については、米国内の検査機関によることも可	
	3県以外	食品、飼料					米国にてサンプル検査		
エクアドル	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京（12都県）	農畜産品及びその副産品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫処理された産品については、日付証明を要求	駐日エクアドル大使館 電話 03-3499-2900/03-3499-3984 FAX 03-3499-4400				
	12都県以外		政府作成の産地証明書を要求						
アイスランド	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、岩手（12都県）	全ての食品、飼料 （日本酒、焼酎、ウイスキーを除く）	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求 平成24年7月1日より、放射性物質の検査証明書が必要な地域に岩手県を追加。	駐日アイスランド大使館 電話 03-3447-1944				
	12都県以外	全ての食品、飼料 （日本酒、焼酎、ウイスキーを除く）	政府作成の産地証明（産出県）を要求 輸入国にてサンプル検査						

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
EU	福島	全ての食品、飼料(酒類を除く)		平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	EU 若記ホームページを参照	英語 http://www.dgjn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=en 日本 http://www.dgjn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=jp
	静岡	きのこと類、茶				
	山梨	きのこと類				
	群馬、茨城、栃木、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川、岩手（9都県）	コメ、大豆、小豆、あしたば、ふき、みょうが、わさび、ヤーコン、さといも、ブルーベリー、ぎんなん、うめ、かんきつ類（うんしゅうみかんを除く）、かき、さくら、かりん、ポーポー、西洋なし、茶、くり、くるみ、水産物（海草及び活きた魚を除く）、きのこ類、あけび、たらのめ、たけのこ、わらび、せり、さんしょう、ぜんまい、こしあぶら、もみじがさ、くさそてつ、ぎぼうし、うわばみそう、ぎょうしやんにく、あざみ、ほうな、おやまほくち、つくし、またたび	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査			
福島を除く46都道府県	上記品目を計50%以上含む加工品・調整品 上記以外の食品、飼料（酒類を除く）	政府作成の産地証明(産出果)を要求 輸入国にてサンプル検査				
クロアチア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、岩手（12都県）	全ての食品、飼料 (日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求 平成24年7月1日より、放射性物質の検査証明が必要な地域に岩手県を追加。 規制対象品目から日本酒、焼酎、ウイスキーを除くする日は平成24年7月1日から	駐日クロアチア共和国大使館 電話 03-5449-3014	
	12都県以外	全ての食品、飼料 (日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の産地証明(産出果)を要求 輸入国にてサンプル検査			
スイス、 リヒテンシュタイン	福島	全ての食品、飼料(酒類を除く)		平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日スイス大使館 電話 03-5449-8400	
	静岡	きのこと類、茶				
	山梨	きのこと類				
	群馬、茨城、栃木、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川、岩手（9都県）	コメ、大豆、小豆、あしたば、ふき、みょうが、わさび、ヤーコン、さといも、ブルーベリー、ぎんなん、うめ、かんきつ類（うんしゅうみかんを除く）、かき、さくら、かりん、ポーポー、西洋なし、茶、くり、くるみ、水産物（海草及び活きた魚を除く）、きのこ類、あけび、たらのめ、たけのこ、わらび、せり、さんしょう、ぜんまい、こしあぶら、もみじがさ、くさそてつ、ぎぼうし、うわばみそう、ぎょうしやんにく、あざみ、ほうな、おやまほくち、つくし、またたび	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査			
福島を除く46都道府県	上記品目を計50%以上含む加工品・調整品 上記以外の食品、飼料（酒類を除く）	政府作成の産地証明(産出果)を要求 輸入国にてサンプル検査				
ノルウェー	福島	全ての食品、飼料(酒類を除く)		平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日ノルウェー大使館 電話 03-6408-8100	
	静岡	きのこと類、茶				
	山梨	きのこと類				
	群馬、茨城、栃木、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川、岩手（9都県）	コメ、大豆、小豆、あしたば、ふき、みょうが、わさび、ヤーコン、さといも、ブルーベリー、ぎんなん、うめ、かんきつ類（うんしゅうみかんを除く）、かき、さくら、かりん、ポーポー、西洋なし、茶、くり、くるみ、水産物（海草及び活きた魚を除く）、きのこ類、あけび、たらのめ、たけのこ、わらび、せり、さんしょう、ぜんまい、こしあぶら、もみじがさ、くさそてつ、ぎぼうし、うわばみそう、ぎょうしやんにく、あざみ、ほうな、おやまほくち、つくし、またたび	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査			
福島を除く46都道府県	上記品目を計50%以上含む加工品・調整品 上記以外の食品、飼料（酒類を除く）	政府作成の産地証明(産出果)を要求 輸入国にてサンプル検査				
ロシア	福島、群馬、栃木、茨城、東京、千葉（6都県）		輸入停止		駐日ロシア大使館 電話 03-3583-4224 / 03-3583-5962 Fax 03-3505-0593	
	6都県以外	全ての食品	ロシアにて検査			
	242施設（青森、岩手、宮城、福島、山形、茨城、千葉、新潟県に所在する施設）	水産品・水産加工品	輸入停止			

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	4 7 都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査		駐日インド大使館 電話 03-3262-2291 FAX 03-3234-4886 E-mail embassy@indemilpb.org	
ネパール	4 7 都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	4 7 都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）（個人輸入の携行貨物はサンプル検査を除外）		駐日パキスタン大使館 電話 03-3421-7741	
ベトナム	福島、茨城、栃木（3県） ----- 3県以外	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略） ベトナムにてサンプル検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）		駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311	
臺灣	福島、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、埼玉、東京（8都県）	水産物（魚類）、茶、乾燥きのこ	臺灣にてサンプル検査		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○臺灣・農水林業省 http://www.daff.gov.au/auis/import/food/notices/2009/2012/ifu_0712 (Importing Food from Japan (3 September 2011))
ウクライナ	4 7 都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査		駐日ウクライナ大使館 電話 03-3474-8770	
イラン	4 7 都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	
モーリシャス	4 7 都道府県	全ての食品及び農産物	モーリシャスにてサンプル検査			

⑤ その他（規制措置の完全解除）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月13日から全て解除)	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県） ----- 1 2 都県以外	全ての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求（3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要） カナダにてサンプル検査 ----- 取扱業者作成の産出票、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査	適切な書類がないものは、通関を認めてよいか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-3412-6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/ffsa/mp/earterse.shtml
ミャンマー (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月16日から全て解除)	4 7 都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
セルビア (これまで右の措置を講じていたが、平成23年7月1日から全て解除)	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡（11都県） ----- 1 1 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査 ----- 政府作成の産地証明(産出票)を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求		
チリ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年9月30日から全て解除)	4 7 都道府県	穀物、植物の根、塊茎、野菜、果実、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0755	
メキシコ (これまで右の措置を講じていたが、平成24年1月1日から全て解除)	4 7 都道府県	全ての食品、飼料	輸入をマンサニージョ港、ベラクルス港及びメキシコシティ国際空港に限定		駐日メキシコ合衆国大使館 電話 03-3581-1131/03-3581-1135	
ペルー (これまで右の措置を講じていたが、平成24年4月20日から全て解除)	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟（7県）	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日ペルー大使館 電話 03-3406-4243 FAX 03-3409-7589	
ギニア (これまで右の措置を講じていたが、平成24年6月22日から全て解除)	4 7 都道府県	牛乳及び派生品、魚類その他の海産物	輸入停止		駐日ギニア共和国大使館 電話03-3770-4640	
ニュージーランド (これまで右の措置を講じていたが、平成24年7月15日から全て解除)	4 7 都道府県	茶	N Zにて検査		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	○NZ第一次産業省 http://www.foodsafety.govt.nz/
コロンビア (これまで右の措置を講じていたが、平成24年8月23日から全て解除)	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京（12都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書（スペイン語翻訳付き）を要求		駐日コロンビア大使館 電話 03-3440-6451 FAX 03-3440-6724	